

平成十二年十一月七日受領
答弁第一一二号

内閣衆質一五〇第一二号

平成十二年十一月七日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出S A C Oと技術支援グループ等との関連に関する質問に対する答弁

書

一について

御質問の「附属機関」がいかなるものを指すのか明らかではないが、沖縄に関する特別行動委員会の下に、普天間飛行場代替施設に係る共同研究を行うため、普天間代替ヘリポート検討のための特別作業班（以下「S W G F」という。）が設けられたところ、政府としては、平成八年十月、S W G Fの日本側構成員を技術的見地から支援するために技術支援グループ（以下「T S G」という。）を設けるとともに、T S Gに対して助言を行わせるために技術アドバイザー・グループ（以下「T A G」という。）を設けた。

二について

一についてで述べたとおり、T S G及びT A Gは、S W G Fの日本側構成員を技術的見地から支援するなどのために日本政府が設けたものであり、日米間の取決めに基づき設けたものではない。

また、T S G及びT A Gについては、法令に基づいて設けられたものではない。

三について

T S G については、関係省庁の職員がその構成員となった。

T A G については、大学教授等がその構成員となったが、その際、公務員でない者に対し、新たに公務員としての身分を付与することはしていない。